

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減				
税 目	登録免許税（措法第 77 条第 1 項）				
要 望 の 内 容	<p>農業を営む者が農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）により農用地区域内の土地（農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地）を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（登録免許税 20/1000 → 8/1000）の適用期限を 2 年間延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 896 1482 987"> <tr> <td data-bbox="874 896 1219 987">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 896 1482 987">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 食料・農業・農村基本法第 23 条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」とされている。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 36 条において、「国は、利用権設定等促進事業等農業経営基盤強化促進法に基づく措置の円滑な実施のために必要となる援助を行うよう努めるものとする」とされている。</p> <p>このため、平成 22 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率向上の基礎となる農地の確保・有効利用を推進するために「意欲ある多様な農業者への農地の集積を推進」することとしている。</p> <p>② 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、農業経営基盤強化促進法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果があり、農地の利用集積を図るための施策の中心的な役割を果たしている。</p> <p>農地の利用集積を進める意欲ある農業者の農業経営の発展のためには、農地取得の際の初期投資を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。</li> </ul> <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>≪中目標≫ 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>≪政策分野≫ 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
		政策の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成 32 年において、農地面積の 8 割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるようこれらの者への農地の利用集積を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長
		同上の期間中の達成目標	従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。
		政策目標の達成状況	販売農家及び法人経営への農地の利用集積について、平成 32 年度 8 割程度の目標に対し、平成 17 年度の実績は 76.1%。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 8,169 適用事業者の範囲 379,000
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）による利用権設定等の件数は 307,765 件（うち有償所有権移転件数 13,485 件（H20））であり、当該事業は意欲ある農業者への農地の利用集積を図るための中心的な施策である。本特例措置の適用件数も 8,630 件（H20）と多数の適用実績があり、今後も利用権設定等促進事業の円滑な実施に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地保有合理化等のために農地を譲渡した場合の特別控除（所得税・法人税）</li> <li>・利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（不動産取得税）</li> </ul>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>意欲ある農業者の農地の取得については、融資制度で支援しているところであり、取得した農地の登記については本特例で支援しており、役割分担がなされている。</p> <p>本特例措置は、農用地等としての利用以外が認められない農用地区域内の農用地等を取得した場合に限定されており、意欲ある農業者への利用集積を支援するための政策手段として必要最小限の特例措置であり、的確である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>383,000</td> <td>381,000</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>8,015</td> <td>8,114</td> <td>8,630</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>51</td> <td>57</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対象者数	383,000	381,000	372,000	件 数	8,015	8,114	8,630	減税額(百万円)	51	57	65
	区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度														
	対象者数	383,000	381,000	372,000														
	件 数	8,015	8,114	8,630														
減税額(百万円)	51	57	65															
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>農地の有償所有権移転面積（H20：39,025ha）のうち利用権設定等促進事業（27,849ha）によるものは、71%を占めている。</p> <p>利用権設定等促進事業による所有権移転件数（H20：13,485件）のうち、8,630件（64%）が本特例の適用対象となっている。</p>																	
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。</p>																	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>利用権設定等促進事業による有償所有権移転の実績</p> <p>平成 18 年 13,403 件 20,866ha  平成 19 年 13,594 件 22,064ha  平成 20 年 13,485 件 27,849ha</p>																	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 56 年度創設 平成 3 年度以降 2 年ごとに期限延長を要望</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>昭和 56</th> <th>58</th> <th>60</th> <th>62</th> <th>平成元</th> <th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/1000</td> <td>12/1000</td> <td>16/1000</td> <td>20/1000</td> <td>25/1000</td> <td>8/1000</td> </tr> </tbody> </table>	昭和 56	58	60	62	平成元	15	9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000	8/1000					
昭和 56	58	60	62	平成元	15													
9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000	8/1000													